

多摩地域福祉有償運送運営協議会

特別幹事会

(平成27年度 第1回)

会 議 録

会 議 名	平成27年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第1回特別幹事会
日 時	平成27年7月21日(木) 午後2時00分～4時00分
場 所	東京自治会館 第7会議室

出席者	委員	塚田・田淵・谷口・島津・水田・石井・大和田・小菅（石川委員代理）・一ノ瀬・藤崎・野々垣・比留間・吉野・柴田
	説明者	医療法人社団 榊会 小平北口クリニック 医療法人社団 榊会 東久留米口クリニック 特定非営利活動法人 地域ネット・結 特定非営利活動法人 くにたち・あゆみ 特定非営利活動法人 くにたちさくら会 医療法人社団 榊会 東大和南街クリニック 医療法人社団 榊会 北八王子クリニック
	事務局	国分寺市・国立市
欠席委員		秋山（哲）
議題		1 開会 2 委員紹介及び挨拶 3 副会長の指名について 4 議題 （１）第１回特別幹事会での審議に関する報告について （２）運営協議会に協議申請された事項の審査について 5 報告、その他 （１）「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」 （２）その他
公開・非公開の別		公開
非公開の理由		
傍聴人の数		9名
配付資料		事前配付資料 ・平成27年度第1回運営協議会審査団体一覧 ・福祉有償運送 更新登録申請団体要件確認表（5団体）及び自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書（2団体） ・多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱 机上配付資料 ・資料1 多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹事会委員名簿 ・資料2 多摩地域福祉有償運送運営協議会79条登録団体等一覧表 ・資料3 平成27年度多摩地域福祉有償運送運営協議会第1回特別幹事会審査団体要件確認一覧表 ・資料4 多摩地域福祉有償運送運営協議会79条登録団体車両数、運転者数等一覧表 ・資料 「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」

【協議会事務局】 開会
 委員自己紹介
 会議の成立報告
 副会長の指名

(傍聴者入場)

【特別幹事会事務局】 お待たせいたしました。ここからは会長の進行でお願いいたします。

【会長】 本日は、会長の職を仰せつかりました。なにぶん不慣れでございますので、円滑な議事進行のため、皆様方の特段のご協力を賜って進めてまいりたいと思っております。ご協力のほど、何とぞどうぞよろしくお願いいたします。ちょっと座って説明させていただきます。

それでは、早速次第に従って進めていきたいと思えます。

次第の4になります。資料の確認を事務局よりお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 事務局より、本日の配付資料についてご説明いたします。

多摩地域福祉有償運送運営協議会第1回特別幹事会次第でございます。続きまして、資料1といたしまして、多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹事会委員名簿になります。資料2といたしまして、多摩地域福祉有償運送運営協議会79条登録団体等一覧表になります。続きまして、資料3といたしまして、平成27年度多摩地域福祉有償運送運営協議会第1回特別幹事会審査団体要件確認一覧表になります。続きまして、資料4といたしまして、多摩地域福祉有償運送運営協議会79条登録団体車両数、運転者数等一覧表になります。

資料ナンバーはついておりませんが、「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の資料がございます。

このほかに、多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱並びに、本日審査していただく

各団体の要件確認表を事前に送付させていただいております。

資料の不足などはございませんでしょうか。不足などございましたら、事務局までお申しつけください。よろしくお願いいたします。

【会長】 資料は大丈夫でしょうか。よろしいですか。ご確認ありがとうございました。

続きまして、次第の5番目になります。会議運営上の確認事項について、事務局より説明をお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 はい。会議運営上の確認事項につきまして、事務局からご連絡いたします。

本会議の議事内容につきましては、公開用の会議録を作成いたします。発言される方は、氏名を述べてからお話しくださいますようお願いいたします。

なお、公開用の会議録は、発言者の名前を会長、副会長、委員、事務局という表示に変更いたします。

また、この特別幹事会は原則公開となっております。ただし、公開することにより協議の妨げになると会長が判断した場合は、非公開とすることができる規定となっております。

本日の会議を傍聴される方に申し上げます。本会議の録音、撮影はご遠慮いただくことになっております。よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

続きまして、次第の6でございます。運営協議会に協議申請された事項の審査に入ります。各団体からの申請は、所管の自治体及び特別幹事会事務局が内容の確認をしております。

全体的な内容及び資料3の一覧表の各団体の申請の概要につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 はい。事務局からご説明いたします。申請書類の形式的要件につきましては、所管の自治体及び事務局にて確認しております。

東京運輸支局への年度実績報告の提出、車両の表示、車内への登録証の配備、運行記録簿や点呼簿の記入状況、旅客名簿の適切な管理、事故記録簿や苦情処理簿の配備などにつきましては、所管の自治体が確認しております。

重大事故の発生は各団体ともございません。法令の遵守については、各団体より宣誓書の提出を受けております。

事前に送付させていただいております要件確認表以外の申請書類は、所管の自治体及び

事務局で保管をしておりますので、必要があればお申しつけください。

次に、資料3のほうをごらんください。A3の審査団体要件確認一覧表でございます。順番に、前半4団体の確認内容、特に変更点などにつきましてご説明いたします。

No.1、小平市所管の医療法人社団櫛会小平北口クリニックでございます。こちらの団体につきましては、1点、要件確認表の修正をお願いいたします。No.1の事務所について、変更届出日を平成27年5月19日と記載しておりますが、こちらは現在変更届の準備中となっております。前回からの変更点につきましては、運送主体の住所、事務所の住所、使用車両、会員数、損害保険が変更となっております。運送主体の住所は平成27年5月19日に、使用車両については平成27年6月1日にそれぞれ変更届出済みとなっております。

続きまして、No.2、東久留米市所管の医療法人社団櫛会東久留米クリニックでございます。こちらの団体につきましては、運送主体の住所、使用車両、運転者数、会員数、損害保険が変更となっております。運送主体の住所については平成27年5月19日に、使用車両については平成27年6月5日にそれぞれ変更届出済みとなっております。

続きまして、No.3、東久留米市所管の特定非営利活動法人地域福祉ネット・結でございます。こちらの団体につきましては、運送の対価、運送の対価以外の対価の変更の協議となっております。

最後になります。No.4、国立市所管の特定非営利活動法人くにたち・あゆみでございます。こちらの団体につきましては、運転者、運行管理責任者が変更となっております。

事務局からは以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。それでは、1団体ずつ審査に入りたいと思います。

初めに、No.1、小平市の医療法人社団櫛会小平北口クリニックにつきまして、所管の小平市から補足説明がございましたらお願いいたします。

【小平市】 No.1、小平市でございます。よろしく願いいたします。

前回からの変更点は、ただいまの事務局説明のとおりでございます。6月11日に小平北口クリニックにて、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、ご意見、ご質問等いただきたいと思っております。

【委員】 よろしいですか。

【会長】 はい、お願いいたします。

【委員】 最近は、毎回私、この場でこの件についてお話ししているのですが、乗務員さん、運転者の要件一覧表を見せていただくと、高齢の方がたくさんいらっしゃいます。特に目立つのは76歳の方が2名いらっしゃるということで、今現在、タクシーは75歳以上というのはもうありませんで、特に個人タクシーは75歳定年制が敷かれています。はっきり言って、二種免許の方が多いのです。ということは、タクシー会社を退職されて、またタクシーの仕事をやめられて、こちらに移っている方がいらっしゃるのではないかなと私たちは思っています。

その方を雇うには、何で75歳が定年かということも非常に論議になるのです。人によって元気さといいますが、ADLの状態は違うでしょうという方もいらっしゃるのですが、大体の歯どめは75歳と言われている中で76歳。また、結構見ますと70歳代の方が多いですよね。ほんとうにこの方たちに運転者さんの仕事をさせるときに、健康診断等やっているのかなという心配があります。

あと、私どもタクシーは、労働安全衛生法で年1回の健診の義務を課せられておりますので、健康診断を受けていない者はありません。そういう体制がちゃんととられているのか、また会社によっては70歳定年制にして75歳まで雇うけれども、1年ごとに健康診断をクリアしないと乗務員にはなれませんよ、続けられませんよとやっている会社がたくさんございます。ほとんどがそうやっていると言っていいと思います。このように76歳を雇うという中で、その辺のことをちゃんとやられているのかなという心配を、私どもは考えております。

実は運営協議会のルールとかには、乗務員さん、運転手さんの定年制を書いていないのです。ここで私どもが厳しく言うと、ローカルルールだと言われてしまうのです。ローカルルールをつくらうと思っているのですかと言われてしまうから、ローカルルールというのはあまりいいことではないなと、少なくとも私は思っていますものですから、ローカルルールとして定着するのは嫌だなと思っているので、一々この団体ごとにお話しているところなのです。

ちゃんとこの人たちは、乗務員さんに年1回の健診を義務づけていたり、雇うときにちゃんとやっていますか。あとは1年に一遍でもいいのですけれども、ちゃんと持病の把握をされているか。まず第一、労働安全衛生法は雇い入れのときにちゃんと健康診断を受け

させなさいと言っているのです。この人たちは、もうまず最初にそれから始まって、持病とかを団体の皆さんがちゃんと把握されているのかということなのです。その上で雇われて、この仕事につけさせて、その後最低1年ごとにちゃんと健康診断を受けさせて、体調の良好さを確認していますかねというのが心配なのです。

その辺のことは、市としてはどうやって考えていらっしゃる？ 小平さん。

【会長】 では、お願いいたします。小平市さん。

【小平市】 小平市でございます。

まず、北口クリニックの件で健康管理でございますが、安全運転については無理のないような運行体制及び運行スケジュールを組んで実施していると同時に、毎年1回の健康診断も実施しております。

また、おおむね75歳を定年としておりまして、今回76歳の方が2名いらっしゃるのですけれども、比較的若い方を運転手という形で、この76歳のお二人の方に関しては、足りないときの補充というような形をとっております。

以上です。

【委員】 足りないときの補充とおっしゃいますけれども、結局は任務についていらっしゃるという意味ですか。

【小平市】 はい、そうです。

【委員】 今、75歳定年とおっしゃったのに、76歳の方も引き続き雇っていらっしゃるわけですか。

【小平市】 はい。

【委員】 それはなぜですか。

【小平市】 一応おおむね75歳を定年ととっているのですけれども、どうしても運転手の不足等で足りないときがあった場合については、ちょっとこのお二人の方をお願いをしているという状態です。

【委員】 タクシー会社も乗務員さんが不足しているのです。全く同じなのです。けれども、私どもは安全運行という意味で、ほんとうにやむなく健康診断で落ちる方はもうできませんよ。ちょっとでも問題がある運転がありますと、あなたはもう続けられませんよということでやめていただいているのです。

NPOならそれでいいのですかということになっていってしまうのです。NPOは地域の助け合いだから、こういう安全面はうるさくなくていいのです、やってくれるボランティア

ィアさんが一番大切なので、ぜひこの人たちを続けさせてあげたいのですとおっしゃって、利用者さんの安全を横に置いてそのような形でやっていくのであれば、これは安全運行とは言えませんよね。その辺どう考えています？

【小平市】 小平市でございます。どうしても体制が組めない状態については、点呼等その他の状態で、日々対面で運転手と話をすることによって、もし可能であればという形で対応していることは聞いております。

【委員】 対面点呼をやっているということですか？

【小平市】 はい。

【委員】 何回も言いますが、ここで75歳以上はだめですと私が言いますと、ローカルルールになってしまうのです。これがいいことか悪いことかというのは別として、やはりどこも乗務員さん不足なの。タクシーもそう。多分運転ボランティアさんもかなり厳しいのかなと思います。その中でやるということで、何を優先してやらなければいけないかという、やはり安全・安心だと私は思いますよ。タクシー会社も同じです。

どうしても安全が確保できない場合は、きちんとした措置をとっていかないと、これは、これを行っている団体、またはそれをきちんと見る立場にある市町村の皆さんにもかかってくる話でありまして、ぜひちょっと、今後もこのような形が散見されるようであれば、私はローカルルールといえども、75歳というのをとらざるを得ないかなと考えています。

【会長】 ありがとうございます。結局安全・安心というものを担保していくために、どのような形が一番望ましいのか、そしてNPOもそうですが、市としてもそういった健康面といいますか、高齢のドライバーの方の能力の担保、確認みたいなものをご指摘いただいたのかなと考えております。それはもう小平市さんだけでなく、全体が今ご指摘をいただいたのだらうと考えております。

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 そうだ、あともう一つ、いいですか。

【会長】 はい。お願いいたします。

【委員】 もしもこのタクシーの乗務員さんをやめてこちらの仕事につかれている方がいらっしゃればの話ですけれども、何らかの形でタクシーの仕事が続けられなかったということになると、健康上の何らかの問題はなかったのかと、ちょっとうがった考え方をせざるを得なくなります。この透析の方の輸送に関しては、どうしても二種の方が非常に多いものですから、前から、どうやってタクシーをやめられたのかなという経緯がわからな

いなどは思っておりまして、もしかして健康で肩をたたかれた中で、これならうるさくないからこれでやってしまおうということで行われている方がいらっしゃる話ですけども、ゆゆしき問題なのかなと。

そういう方を雇っているということになれば、これは話が違う話でありまして、面接のときにちゃんとその辺の話を聞いておかなければ。何であなたは前のタクシー会社をやめられたのですかと。健康の話が出なければいいですけども。自分の仕事のあれに合わなかったとかいう理由ならまだいいですけども、健康ということで肩をたたかれたとすれば、ちょっとゆゆしき問題になってきますので、ぜひ押さえておきたいなと思います。

【会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【委員】 付随してちょっと質問なのですけども、よろしいでしょうか。

【会長】 はい、お願いいたします。

【委員】 健康診断の話が出ましたので、いわゆるその健康診断を実施されているということは、市の健康診断なのか、それともこちらは医療法人社団ですよ。つまり、この方たちは健康保険、被用者保険に入っているのであれば、その健康診断をやっていらっしゃるのか、そこをちょっとお聞きしたいなと思って。つまり、被用者保険の健康診断ってかなりいろいろな種類の専門的な項目がありまして、市の健康診断だとなかなかそれが難しいところがありますので、その辺のところを一つお聞きしたいなと思ひまして。いかがでしょうか。当事者団体の方にお聞きすればよろしいですか。

【小平北口クリニック】 各施設に院長がおりまして、その院長のもとで健康診断を毎年。問題のある人に関しては3カ月後の再健診とか、そういうのをやっています。

【委員】 つまりこの方たちは、この医療法人社団の被用者であって、被用者保険にそれぞれ皆さん加入しているのですか。それとも国民健康保険で。そうすると、国民健康保険だから市の健康診断を受けているということですか。

【小平北口クリニック】 いや、入社時にクリニックの……。

【委員】 クリニックの健康診断をしている。

【小平北口クリニック】 はい。

【委員】 では独自にやっていらっしゃる。

【小平北口クリニック】 あとは各市町村で健康診断を受けています。

【委員】 わかりました。

【会長】 よろしいでしょうか。先ほど、安全・安心と安定した運行のために雇い入れ

を下さい、それから実際に雇い入れ後の健康診断等で、きちんと持病等、一応その辺を確認して安全に努めるということをご指摘いただいたと認識しております。

ほかにご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、今ちょっとご指摘をいただいた健康診断の部分、それをもう少し運営協議会のほうで説明いただくということで、そのような条件付きの了承という形でよろしいでしょうか。皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 では、そのような形で、運営協議会に次回諮ってまいることといたします。

続きまして、No. 2、東久留米市の医療法人社団櫛会東久留米クリニック、所管の東久留米市から補足説明がありましたらお願いいたします。

【東久留米市】 No. 2、東久留米市でございます。よろしくをお願いいたします。

前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。7月13日に東久留米クリニックにて、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、ご意見、ご質問等いただけますでしょうか。

【委員】 ここも同じですね。

【会長】 先ほどのご質問でしょうかね。健康診断の関係の確認について、ご回答のほうをお願いいたします。

【東久留米市】 次回の運営協議会で説明すればいいのですかね。

【会長】 今の健康診断の状況ですね。そういったところのご説明についてお願いいたします。

【東久留米市】 私どものほうにつきましても、採用時等と6月に健康診断を実施しているとは伺っております。面接で聞いたりという話はちょっと伺っていませんので、そちらについては先ほどの小平さんと同様で、あるのかなと考えております。

【委員】 というか、対面点呼をちゃんとしているかという話です。先ほどのは対面点呼をちゃんとやっているとおっしゃったものですから、私はそれを信じてといたしますが、これはもう先ほど会長がおっしゃったように、今度の運営協議会までにそういう話がちゃんとできていればいいなと思ったのですが、ここに関して対面点呼ができていないという

ことになると、同じような扱いにはできないなと思っています。日々変わる体調の変化を見逃さないようにするのが対面点呼なものですから、その辺はどうでしょうか。

【東久留米市】 東久留米市でございます。毎朝7時半に対面点呼をしているということで、こちらの7月13日に伺っております。済みません。

【会長】 ほかにございますでしょうか。

【委員】 僕のほうから。済みません、理解を進めるためにちょっとお聞きしたいのですけれども、こちらの東久留米クリニック、利用者の方たちは100%身体障害者1級の方なのですけれども、どういったクリニックなのでしょう。

【東久留米市】 こちらも透析関係のクリニックでございます。

【委員】 透析のクリニックなのですか。わかりました。それで理解できました。

【会長】 ほかにございますでしょうか。

【委員】 済みません。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 事務局のほうにお聞きしたいのですけれども、この取得運転者要件一覧なのですが、取得年月日というのは、ドライバーさんが免許を取ったときなのか、二種免許とかを取ったあれなのですか。何か昭和37年の人だったり、平成24年という人がいたりするので、どういう取得年月日なのかちょっとよくわからない。

【会長】 わかりました。事務局に質問です。この資料の様式2の運転者要件一覧表の左から4つ目ですか。取得年月日というものがありますが、この取得年月日というのは、考え方はどういったものかということでございますが、いかがでしょうか。

【特別幹事会事務局】 失礼いたしました。事務局からお答えいたします。こちらは二種免許の取得年月日になります。

【委員】 二種免許、そうですか、わかりました。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 済みません。二種免許をお持ちでないドライバーさんは、この免許を取ったときに記載されるのですか。ここの免許の種類を取得した年月日ですか。

【会長】 事務局、この免許の種類が横にあるけれども、それを取った年月日ではないかと。そういうことでよろしいですか。

【特別幹事会事務局】 はい、そうです。失礼いたしました。

【会長】 済みません、それで訂正をさせていただけたらと思います。

ほかにございますでしょうか。はい、お願いいたします。

【委員】 車両一覧表のところなのですけれども、要件確認表では、前回の申請時の状況については車両4台、申請団体の現状で5台ということになっているのですが、車両一覧表のほうで初年度登録年月を確認したところ、平成26年11月、6月、4月に初年度調査されている車両を使っていると。多分リース車両なのかなとは思いますが、車両は1台増えているけれども、車両自体そのものは大きく変わっているということよろしいですね。

【東久留米市】 東久留米市。おっしゃるとおり、リースの車両でございます。

【会長】 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほどの健康診断とか確認の状況を、もう少し詳細に運営協議会のほうでご報告いただくという形で、こちら条件付きの了承という形とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

それでは次に、No.3、東久留米市のNPO法人地域福祉ネット・結、所管の東久留米市から補足説明がありましたらお願いいたします。

【東久留米市】 続きまして、地域福祉ネット・結でございます。

こちらは運送の対価の変更申請につきましては、団体の運営状況が厳しいということが理由でございます。内容につきまして確認いたしましたところ、変更について妥当であると認められましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。それでは、こちらの団体さんにつきましても、先ほどの健康診断等、そういった確認の状況を補足で説明お願いできますでしょうか。

【東久留米市】 ごめんなさい、そちらに関しては、ちょっと次回までに確認をさせていただいて……。対価変更なので、済みません。

【会長】 そうか。ごめんなさい。失礼いたしました。申しわけございません。対価の変更でございました。

それでは、ご質問、ご意見等、委員の皆様から頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

【委員】 これは、待機料金を今まで運送の対価としていたので、それをそうではない、

運送の対価以外の対価とします、料金という形にしますよという申請ですよ。

【東久留米市】 はい、さようでございます。で、もう一点、今まで0分から10分が無料であったのを、10分を超える場合につき、待機時間15分ごとに200円を加算させていただくということに変更させていただいております。

【委員】 10分までは今まではただだったけれども、これからは15分までごとに200円ですよということですね。

【東久留米市】 はい、さようでございます。

【会長】 ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【委員】 済みません。

【会長】 お願いいたします。

【委員】 よろしく申し上げます。

ちょっとこれは的外れな質問かとは思いますが、利用料金のところに880円、10.7キロ、そのほかに待機料金として15分に200円というのがあるのですけれども、ちなみにサービスを提供される乗務員さんの賃金というのはどういう形になっているのですか。これだと東京都の最低賃金も下回ってしまうのではないですか。

【東久留米市】 ボランティアということですので。

【委員】 それは賃金は要らないということなのですか。

【東久留米市】 賃金という形かどうか。

【委員】 ではボランティアの方というのは、無料で提供しているから。

【東久留米市】 無料というわけではないですけども、賃金ではないですね。

【委員】 どういう扱いになるのですか。

【東久留米市】 そうですね。

【委員】 労働を提供した場合は、やはりその対価というのは必ずつくわけですよ。といたらやはり最低賃金というのは、どういう状況であれ発生するわけでしょう。

【委員】 いいですか。ごめんなさい。余計なことを言いまして。

【会長】 お願いします。

【委員】 本来ならそのとおりだと思うのですが、どういうわけかこの世界、私も首を突っ込んでやっていたら、どうやら皆さんが言うには、有償ボランティアだとおっしゃるのです。ボランティアの一環なのだそうです。ただ、有償ですからお金をいただけるのだということで、どうも労働ではないらしいのです。それで最初は私どもも、普通ボランテ

ボランティアってただでやるものでしょう、だからボランティアと言うのではないのと私は思ったのですけれども、有償ボランティアという考え方もあるらしくて、お金をもらいながらボランティアをやるという話なのです。

雇用関係はないのだということだそうでありまして、そうすると最低賃金も発生しないのだという話に聞いているのです。私も、ボランティアの団体の中には、本来ボランティアというのは無償で行うべきであるという方もいらっしゃるように聞きます。でもほとんどがもう有償ボランティア。聞こえはいいのですけれども、いいことをして給料をもらえるという考えの方もいらっしゃるように聞いています。ほんとうにそれが正しいのかどうか、それで我々のような民業を圧迫していいのか、私たちの乗務員はどうなるのだという話になるのですけれども。

【委員】 おっしゃるとおりです。

【委員】 どんどんこれをやったら、私たちの乗務員さんも困るだけなのではないですかというのは、私たちは……。

【委員】 先ほどの櫛会の方も、乗務員さんというか、ドライバーさんでも、まだ52歳とか40代の方もいらっしゃいますよね。そうしたらやはりその方たちって、多分生活を支える年齢だと思うのですけれども、その方たちの有償ボランティアの場合は、給料というか、生活を保障するものはどうなっているのかなと、ちょっと先ほど思っていたのです。有償であればいいのですか。

【委員】 そうらしいですよ。

【委員】 そうですか。

【委員】 私も納得はできませんけれども、こんなシステムがあるのがおかしいだろうと私も思いますよ。でももう、どういうわけかこれが定着してしまっているのです。有償ボランティアという言い方がそうでありまして、皆さんボランティアしていると思っていられるみたいです。我々のようにちゃんと労働基準法を守って、先ほどの労働安全衛生法を守って、いろいろなものを守ってやっている人間、税金を払ってちゃんとやっている人間がばかを見ませんか、大丈夫かなといつも思っています。

【委員】 済みません。今、タクシーの乗務員でもやはり最低賃金を下回ってしまうという状況もありますので、その中でそういうことでいいのだったら、タクシーの乗務員も有償ボランティアにしていってほしいなと思います。

【委員】 おっしゃるとおりです。

【委員】 済みません。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 雇用関係をなくしてもらいたいですね。雇用関係があるから最低賃金が発生するわけですから。社会保障も会社が払わなければいけないわけですから。ほんとうに私もなれてしまったものですから、委員として初めて来ると、多分疑問に思われる方もいらっしゃるのですけれども、もう変になれてしまった私もいけないのですけれども。変な世の中だなと思いながらやっております。

【会長】 ありがとうございます。率直なご意見をいただいたのかなと思います。

【委員】 でもここでずっと話していると時間がなくなってしまうので。

【会長】 ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今回のこの団体につきましては了承ということで、協議会にお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

それでは続きまして、No. 4、国立市所管のNPO法人くにたち・あゆみ、所管の国立市から補足説明がありましたらお願いいたします。

【国立市】 国立市でございます。よろしくお願いいたします。

前回の申請時からの変更点は、事務局の説明のとおりでございます。運営状況でございますが、7月9日に事業所におきまして、運行記録簿等の書類の確認、使用車両の確認をいたしました。適正に管理運営されている状況をご報告させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から、ご意見、ご質問等いただきたいと思います。

【委員】 済みません、よろしいですか。

【会長】 お願いいたします。

【委員】 このあゆみさんの場合は、会員の身体状況等を見ますと、身体障害者さんの1級ということですね。そのような施設とかと関係があるのですかね。ちょっと私もよくわからないのですけれども。そこに偏っているものですから。

【国立市】 国立市でございます。くにたち・あゆみという、福祉有償以外の部分での母体のNPOの団体がございまして、そこが母体となって、移動困難な方を運送する業務

というところをさせていただいているということで、そういう形になっております。

【委員】 主に施設に通われる方が利用しているという理解でよろしいのでしょうか。そうとは限らないのですね。

【国立市】 そうです。一番多いのは、国立市には東京都の障害者センターがございまして、タクシーの予約ができないときとか、急にキャンセルしてしまったのだけれども、もう入れなかったとか、そういう方のイベントとかに参加する運送の手段として事業を実施しているのが多いところです。

【会長】 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

それでは、ただいまご審査いただいた団体につきましてでは了承ということで、協議会にお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

それでは、ここで前半の4団体の審査が終了いたしました。休憩を挟みまして、後半の3団体の審査に入りたいと思います。そちらの時計で3時から開始したいと思います。それではどうぞよろしく願いいたします。休憩に入らせていただきます。

(休 憩)

【会長】 それでは、休憩を閉じて議事を再開いたします。

では、事務局より、後半3団体の申請の概要につきまして、報告をお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 では、後半3団体の申請の概要につきまして、報告をさせていただきます。

No.5、国立市所管の特定非営利活動法人くにたちさくら会でございます。こちらの団体につきましては、複数乗車及び複数乗車にかかわる運送の対価が変更の協議となります。

次に、No.6、東大和市所管の医療法人社団學会東大和市南街クリニックでございます。こちらの団体につきましては、運送主体の住所、使用車両、運行管理責任者、会員数、損害保険が変更となっております。運送主体の住所と使用車両については、平成27年5月19日に変更届出済みとなっております。

次に、No.7、八王子市所管の医療法人社団學会北八王子クリニックでございます。こちらの団体につきましては、運送主体の住所、使用車両、運転者数、会員数、損害保険が変更となっております。運送主体の住所と使用車両については、平成27年5月19日に変更届出済みとなっております。

事務局からは以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、No.5、国立市のNPO法人くにたちさくら会につきまして、所管の国立市から補足説明がありましたらお願いいたします。

【国立市】 国立市でございます。今回ご協議をお願いいたしますのは、複数乗車の対価を設定するというものでございます。特別幹事会事務局より説明させていただきましたとおりでございますが、対象につきましては、要介護、要支援の認定を受けた高齢者の方となっております。目的といたしましては、市内及び近隣市にある病院への通院時の送迎を予定しております。複数乗車につきましては、かねてより会員の方からご要望いただいていたものになりまして、限りある車両を効果的かつ合理的に運行するために導入いたしたいというものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。委員の皆様から、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】 よろしいですか。

【会長】 はい。

【委員】 前から複数乗車をしたいという団体には申し上げていることなのですが、複数乗車という考え方というのは、道路運送法上では乗り合いというカテゴリーに入る。乗り合いというとバス、路線バスの話になってしまうのです。私どものようなタクシー、一般乗用旅客自動車運送事業とはまた違うカテゴリーになっておりまして、計算の仕方も非常に難しいです。もしも私たちがいきなり乗り合いのバスを始めたいのですと局のほうに届け出ますと、運賃の計算というのは非常に難しい。どうやって割り出しましたかという話になって、なかなか一筋縄ではいかない。

あともう一つは、複数乗車って可能なのという話が時々ありまして、同じ時間帯に同じ方向に行きたい人をカップリングさせますという話だと思っておりますけれども、簡単に言いますけれどもそんなことができるのですかという話にもなってきます。

あとは、結論から言いますと狭い車内になりまして、バスほど大きくない車両の中で乗り合いをやるということになりますと、相性が合う方、合わない方、たくさんいらっしゃいまして、あとは平気で人を待たせる人もいます。それも全部つき合っただの話が乗り合いになってくるものですから、果たしてほんとうにできるのですかね。あとは運賃がちゃん

と導き出せるのですかね。えいやでやられては困ってしまうものですから、やはり局の方にもちょっとこの辺にはご指導いただいて。運賃のあり方というのがなかなか難しいのです。難しくないですか。

【会長】 よろしいですか。はい、お願いいたします。

【委員】 今、委員からお話があったとおり、今回の件に関しては、乗り合いに近い形になってしまうのではないかとということ、私どもも想定しておりました。

あとは実際に現実性があるかないかというお話が、ちょっと私どもも気になっているところなのですが、要支援者と要介護者が対象になるということで、当然ながら車はワンボックスタイプの車になってしまいますので、では2人、3人、4人という形で乗せた場合に、その車に乗り切れるか。あとは、いろいろな方がおりますので、現実性がある運行ができるかどうか。あとはトラブルのもとになりかねない部分も、やはりちょっと気にはしております。

福祉有償運送の中に、乗り合いというか、複数乗車に関しては、人工透析の患者さんであれば、そういったものは実際に構わないのではないかと、マニュアルには書かれているところがあるのですが、今お話しの中ですと、少し現実性から離れている部分もあるのかなとは、正直私としては思っております。

もしその辺、お話を参考にいただくことが可能であれば、教えていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

【会長】 では、国立市、お願いします。

【国立市】 国立市でございます。複数乗車の対価の設定につきましては基準がございまして、今回そちらのほうに適合するような形で、対価は算出させていただきました。その条件というものが、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められていることというのが一つございますので、今回、初乗り走行3キロまで1人頭300円、以後1キロ単位ごとにお一人様100円ということで、一応明確に定めさせていただいております。

2番目の条件といたしまして、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離または時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して、おおむね2分の1の範囲内にあると認められるというところがございますので、事前にお配りさせていただいております資料の地域のタクシー運賃料金比較表、No.24と振られている、こちらの参考と書かせていただいておりますものの一番下になります。ちょっと国立市の地名が入っておりますが、利用者の方のご自宅、国立市の富士見台という地域から、国立市内にありま

す谷保駅前相互診療所、こちらは距離2.2キロになりますけれども、運送料はお一人様300円という形になりますので、お二人乗車になりますと、300円と300円で600円ということになります。

こちらは、さくら会のほうで普通にお一人様乗車のときにかかるタクシー料金が1,180円になりますので、おおむね2分の1になっているのではないかとということで、今回の金額は算定させていただいております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【委員】 もう一つ、その要介護者と要支援者が乗り合いみたいな形で同乗することに関して、問題等は発生しないのでしょうか。

【国立市】 国立市でございます。くにたちさくら会さんのほうの利用といたしましては、8割の方が通院ということになっております。車両が2台ございまして、その通院の実績を見ますと、各病院ごとにお二人、最大で3名の方が同じ病院に通院している状況がございます。なので、平均乗車人員としましては2名の方ということで一応算出をさせていただいております。

車両につきましてはそれぞれ乗車定員5名ということになっておりますので、例えば車椅子の方であれば福祉車両になりますが、2名の方が乗車することは可能になっておりますし、セダン型のほうにつきましても、平均2名の方にお乗りいただくことは、要介護の方であっても可能になっております。

以上でございます。

【委員】 ご質問なのですけれども、介助料って入っているのですが、先ほど要支援、要介護の方というお話だったのですけれども、要介護状態幾つぐらいの方が多いのでしょうか。ちょっと名簿等ないものでわからないのです。例えば要介護1が何人とか、3が何人、4が何人。

【国立市】 済みません、要介護幾つまでのものは、確認をまたさせていただければと思うのですけれども、現在のところ21名の会員の方がいらっしゃるのですが、要介護、要支援の方がほぼ半分ずつ、要支援の方半数、要介護半数という形になっております。

【委員】 その場合、例えば認知症の方、あるいは高齢期になって精神疾患を発症する場合もあるのですけれども、そういった方で複数乗車で困るということはないのでしょうかという質問なのです。

【国立市】 要介護の方につきましては、そういった方も出てくることは想定されます。

【委員】 そういうことで多分介助料200円を取っていると思うのです。

【国立市】 そうです。

【委員】 そうすると、この2ないし3人で複数乗車で、認知症の方、精神疾患の方が複数乗られても、特に問題はないと見られているのでしょうか。

【国立市】 そうですね。くにたちさくら会のほうが今11年目を迎えている中で、会員さんにつきましては、11年ずっといらっしゃる方ばかりではないのですけれども、もうほんとうに顔と顔がつながったような形の関係性になっております。乗務員の方は毎回同じ方がおられますので、その中で、会員さん同士はまだこれからなのですけれども、会員さんと運転者についての関係性というのはできておりますので、そういったところでカバーできるのではないかと考えております。

【委員】 わかりました。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 現状その方たちは問題はないと思うのですが、新規で入られてくる方とかはいかがでしょうか。

【国立市】 そうですね、新規に入られる方につきましても、当然今要介護、要支援の方ということでさせていただいておりますので、そちらに該当する方に会員になっていただくことになると思うのですけれども、それは複数乗車についてですか。

【委員】 そうですね。やはり委員がおっしゃったように、精神疾患の方、済みません、言い方があれなのですけれども、そういう方が同じ車にお二人乗られ、もし事故なりを誘発しかねない行為が車内で発生したときに、そこが一番問題だなと私は思っております。

その方たちがどういう方を私は知りませんが、少なからずともそういう方がいるということであれば、そういう事故を誘発しかねないところもありますので、そこをもしクリアされるのであれば、問題はないかなと思っております。

【国立市】 今、複数乗車についてご協議いただいているところでございまして、今後もし複数乗車のほうをお認めいただいて、運行開始となったときには、当然会員の方について、複数乗車を望まれる方と望まれない方がいらっしゃると思いますので、個別の対応をさせていただければとは思いますが、ただ、その中でおっしゃるとおり、予期せずということがあるかとは思っております。

【委員】 例えばそこで個別の対応をされることになってしまうと、そこが公平性が保たれなくなってしまうということで、利用者間でのトラブルもあるのではないですかね。

【国立市】 複数乗車を望まれる方と。

【委員】 そうですね。結局、こっち側の人は普通乗車できますよ、あなたはできませんということになってしまう。

【国立市】 済みません、国立市です。まず会員の方のご要望を確認するところかなとは思いますが、こちらのほうで、お客様については、複数乗車できませんというのは、きちんとお話し合いの上でということにはなるとは思うのですが、基本的には、会員の方の複数乗車をご希望されるか、されないかといったところをまず踏まえてということになるのかなとは思いますが。

【委員】 済みません。私の要望なのですが、かなり認知症ケアについては、今、科学というべきか、医療や介護のあり方をどうすればいいのかというのは進んでいまして。ただ、最近厚労省が重視しているのは、75歳以上になって精神疾患が発症してしまう方です。例えばいきなりキレてしまって暴れてしまう、家族を傷つけてしまう。そういった方が仮に会の中に入ってこられて通院となったら、それはやはり単独乗車に対応していただく。

当然多分専門家の方もいらっしゃるでしょうから、それをお願いしたいなと思うのです。だから個別というのはその意味かなと私は受け取ったのですが、それで理解はよろしいでしょうか。

【国立市】 そうですね。はい。

【会長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

【委員】 よろしいですか。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 できれば複数乗車というのは望ましくないかと、私はかねがね思っています。非常にハードルが高いと思うのです。というのは、先ほどから言うように、私どもがやろうと思うと大変なのです。こんな協議会で決まるものではないのです。こんな書類を出してようやく決まる話でありまして、我々は聴聞を受けたりして、何回も申請書を出し直したりして決まるものを、簡単にこの何時間で決められるような話ではないかと、私はかねがね思っています。

私たちがやろうと思うとできない、大変なのに、NPOだと簡単にできてしまうという

のはおかしいでしょう。しかも大きな車両ではなくて小さな車両の中で、いろいろなADLの状況の方が一緒に乗るということが、ほんとうに安全な運行に資するものなのかということも疑問に思います。ですから、できれば私は複数乗車は望ましいことではないと思っています。今でもそう思っています。

委員もおっしゃったように、やるならそういう配慮をちゃんとしていただきたいということ。どうしてもやりたいなら。できれば各市の方も、簡単にこういう事案を受け付けていただきたくないのですよ。これはほんとうに大変なの。複数乗車は簡単なものではないのです。皆さんが考えているほど簡単ではないし、団体が考えているほど簡単なものではないです。ぜひちょっとその辺をよく。

協議会に出せば簡単に通るよということでは困るなど。もうそれでオーケーになったら、先ほど言ったように、ちゃんとした配慮をしていただかないと大変なことになるなど。ほんとうにできるのかということも含めて。新規の会員さん、はっきり言って複数乗車ができないような会員さんを、なかなか断れるわけがないでしょう。あなたは複数乗車ができないから新会員にさせられませんとは言えないはずなのです。その人が、あなたのところは複数乗車をしてくれるのだろうと頑張られてしまったときに、どうしますかということ。結構難しいですよ、私はそう思っています。

どうしてもやりたいということであれば、先ほど先生の言ったように、きちんとした、その人のADLの状況をよく見て、ほんとうに複数乗車に適する人なのか、人ではないのか、ちゃんと客観的に、ほんとうに複数乗車を強いられる方のことも考えていただかないといけない。ぜひよく考えた上で、トラブルがないようにやっていただきたいなと思っています。

【委員】　　ちょっと補足なのですが、当然そういったときはケアマネジャーなり、あるいは医療機関なりと連携してやっていただければと思います。

【会長】　　ありがとうございます。今のお話は、基本的に複数乗車といったときに、きちんとした配慮といえますか、基準みたいなものを整備する中で、ほんとうにその方が適した方が否か、客観的に検討して、やるならばやるべきと受けとめさせていただいたのですが、そのような形でよろしいでしょうか。

【委員】　　できればやはりやめてもらいたいというのが私の考えではあります。

【会長】　　それから委員のほうからは、ケアマネとか医療スタッフとかとの連携の中で、そういったものも配慮を進めていただきたいと、そのように受けとめました。

【委員】 特に75歳以上になって精神疾患を発症してしまった方とか、あるいは境界線レベルの方、そういった方は精神科医とよく連携して、個別対応、つまり単独乗車ということで対応していかないと。多分そちらも専門家の方がいらっしゃると思いますのでと思います。

【会長】 ありがとうございます。ほかはございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、先ほどの乗り合い、複数乗車の関係の配慮の部分と、その基準の部分といったところを、ちょっと国立市とNPOのほうで検討していただいて、次回それを運営協議会で説明していただくということで、条件付きの了承という形にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 済みません、よろしいでしょうか。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 利用者の方の状況だとかは、以前この運営協議会があったり、特別幹事会の中で、アセスメント表みたいなものをつくっていただきまして、うちの団体もそうなのですけれども、それを使いながら利用登録していただくようにはしているのです。だから何も知らない中で利用者に登録していただいているわけではもともとないというところです。この運営協議会や特別幹事会でつくったアセスメントをもとに、ちゃんと利用者のお宅に行ったりだとかして、アセスメントをとってやっているということもありますので、状況のほうは団体さんでよく把握されているのかなとは思っています。

【会長】 ありがとうございます。これまで使われてきたアセスメント表、そういったものの中で把握をする、それは大前提としてはあると。それに対してもう一步の基準といったところを。

【委員】 それでは不十分だということですか。アセスメントでは不十分だから、もう少し細かなものを事務局がつくられたりだとかして、もっと把握すべきだという話ですか。私は十分それで把握できているのではないかなと思ったのです。使っていますので、よくできているなと思ってはいます。

【会長】 わかりました。

【委員】 いろいろ皆さんお考えがあるかと思うのですけれども、私たち運輸支局としては、まず車の中に乗っている方が事故を起こした場合に、車の中の方たちだけが事故に遭遇するのではなくて、何かしらで、例えば壁に突っ込んで小さい子どもをひいてしまったということになった場合に、向こう側の被害者感情といったこともきちんと配慮してい

ただいた上で、それでもやりますということであれば、私は構いませんが、今回たまたまこれで事故が起きました、だから申しわけございません、それで済む話ではないと思うのです。

事故は絶対にありません、100%ありませんということが言い切れるようなことであれば、それは当然やってもいいとは思いますが、その検証ということはこの場の中でお話というか、どういった状況か。

先ほど言ったそのアセスメントというのですか、そういったところがちょっと私たちは見えないので、わからないところがありますが、そこは福祉をやられている皆さん方が聞いた上で、問題がないということであればいいとは思いますが、私たち運輸側の立場としては、被害者感情ということも一番念頭に置いていただいた上で、事故は絶対に起こさないような状況をきちんとつくった上で運行しますということであればいいかと思いますが、ちょっとその部分が正直、私どもとしても見えないので、今会長がおっしゃったように、次回どういったもので行うという条件付きであれば、それはそれでまたちょっと検討の余地もあるのかなと私は思っております。

【会長】 この件に関してほかにございますでしょうか。はい、お願いいたします。

【委員】 アセスメントの話も出たのですけれども、アセスメントは複数乗車を前提にしたアセスメントではないですね。ほんとうに登録してある利用者さんは、複数乗車を望んでいらっしゃるのですか。それは問題ありませんか。それによって、車内で不測の事態が起きて、安全運行に支障が生じるようなことが起きませんかということだと思います。アセスメントだけでは見えないところが出てくると思うものですから、ぜひその辺も含めて、ちょっと利用者さんに聞いていただきたいなと思います。

【委員】 よろしいでしょうか。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 誤解のないようにということなのですが、アセスメントはあくまでも状況把握するためのものであって、そこからこの方が複数乗車に適しているかどうか、判断する材料となるものだと思います。だから、私も委員と同じで、アセスメントをとったからそれだけで十分ではないというのはよくわかる話ですので、それをもとにやはりしっかりと団体さんのほうで判断していただきたいというのは同じことです。

【委員】 よろしいですか。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 アセスメント表には情報を入れるわけですね。情報を入れるということは、当然家族や、あるいは医療機関やケアマネや包括支援センターと連携をしないといけないのです。というところで、先ほど私はよく連携と。またアセスメント表も、1回とただだけでなく、半年に1回とか1年に1回とか。症状が変わってきます。何回かとっていただくということも必要ではないかと思うのです。そういった専門家の視点からやっていただいて、必要ならば、もし複数乗車をやられている方が精神疾患を発症してしまったようなことがあったら、単独乗車に全て切りかえるとか、そこは適宜その方の状況に合わせて対応されていけばよろしいのではないかと思うのです。

【くにたちさくら会】 よろしいですか。

【会長】 はい。

【くにたちさくら会】 私たちはあくまで複数乗車ありきで今回言ったとは思っていません。あくまで、一事業所に行かれている利用者さんが、たまたま同じ時間に行くのでよろしいでしょうかと頼まれているので、委員が言われるように、確かに精神疾患とかいろいろな部分が今後出てこないとは限らないですけれども、現状では先生が言われるように、私たちもケアマネなり医療機関なりと一応協力をして、それで難しくはないだろうと。事故とか何かの可能性は極めて低いという判断のもとで、今回お願いしているわけです。

ですから、確かに今言われたように、どんどん病状が変わって行って、これからどうなるかはわからないですけれども、基本は単独乗車です。

【会長】 ありがとうございます。

済みません、お待たせいたしました。そうしましたら、今回申請のある事例というのが、特定の場所から特定の病院へということで、お話としては来ております。そうした中で、今たくさんのご意見をいただきまして、複数乗車をするに当たって、従来のアセスメントシートというものをベースにしつつ、包括とかケアマネといったところとの連携を密にする中で、例えばその会員さんの状況が変わったり、今後増えてくる会員さんもいらっしゃると思いますので、そういったものにはきめ細かな対応をしていく、その辺の流れを次回の運営協議会において補足説明をしていただくということで、先ほどの条件付きの了承という形でよろしいでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 では、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、No.6になります。医療法人社団學会東大和市南街クリニックにつきまし

て、所管の東大和市から補足説明がありましたらお願いいたします。

【東大和市】 東大和市です。よろしくをお願いいたします。

前回からの変更点につきましては、事務局からのご説明のとおりでございます。市では、7月1日に東大和市南街クリニックにおいて、運行記録簿等の書類並びに使用車両について確認しましたところ、適正に管理運営されておりました。

補足としては以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、ご意見、ご質問等いただきたいと思います。

【委員】 ここも先ほどと同じような。

【会長】 先ほどの。

【委員】 はい。

【会長】 済みません、一番最初の団体でございましたが、乗務員の方の健康診断とか、持病の有無の確認といったものについて、先ほどその更新の団体さんには確認をというお話がございましたので、東大和市さんのほうで、その辺の状況についてお答えいただけますでしょうか。

【東大和市】 運転者の関係なのですけれども、年に1度行われる健康診断の結果を提示してもらって、運転に支障がないかを確認しているということと、あとは当該クリニックの先生が、ちゃんとヒアリングで運転に支障がないかどうかを確認していることと、75歳を定年としていると伺っております。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 あとは対面点呼。

【会長】 失礼しました。あとは、朝、運行前に対面点呼とかはされていますでしょうか。

【東大和市】 始業前の健康状態の確認もされているということで、点検簿の記入のほうも確認しております。

【会長】 ありがとうございます。はい。どうぞ。

【委員】 1点質問してもよろしいでしょうか。この運転者、ドライバーの方たちは、雇用先は医療法人社団なのですけれども、どういった身分になっているのでしょうか。有償ボランティアではないと思うのですけれども、非常勤職員とか嘱託職員とか、その辺の扱いはどんなふうになっているのでしょうか。それによっては年齢的には被用者保険になる

かもしれないのです。その辺のところはちょっと見えないのです。

【会長】 では、南街クリニックさん、お願いいたします。

【東大和市南街クリニック】 一応運転者さんたちについては非常勤職員の扱いです。

【委員】 非常勤職員。で、国民健康保険なわけですね。

【東大和市南街クリニック】 はい。

【委員】 委員からご質問があった国民健康保険の健診以外、クリニックとして何かやっていまするのでしょうか。

【東大和市南街クリニック】 当院で定期健診をやっております。

【委員】 当院で定期健診。それは年……。

【東大和市南街クリニック】 年1回なのですけれども、ちょっと運転者さんのほうから、こうこうこういうぐあいが悪いというのは、毎日の点呼の中で目の色とかをちゃんと見ていますし。

【委員】 対面点呼を行っている。

【東大和市南街クリニック】 はい。

【委員】 以上です。

【会長】 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。それではよろしいでしょうか。

それでは、今回のこのNo.6の団体につきまして、了承ということで協議会にお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

それでは続きまして、八王子市の医療法人社団櫛会北八王子クリニック、所管の八王子市から補足説明がありましたらお願いいたします。

【八王子市】 はい、八王子市でございます。よろしくお願いいたします。

前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。7月8日に櫛会北八王子クリニックにて、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。

また、先ほどのお話でありましたとおりですが、運転協力者については75歳までとしている、また年1回、当該クリニックにて健康診断を実施しているという状況も確認させていただきました。

また、運行の際には対面での点呼確認をしておいて、アルコールチェッカーによる確認も行っていると話を伺いました。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、ご意見、ご質問等いただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

それでは、今回のNo.7の団体、了承ということで協議会にお諮りしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

それでは、以上で協議申請されました団体の審査は終了いたしました。ほんとうにありがとうございました。

次、次第の7、その他について事務局からお願ひいたします。

【特別幹事会事務局】 今回、福祉有償運送に関する説明を運輸支局様にお願ひしております。運輸支局様からご説明のほうをお願ひいたします。

【委員】 それでは、皆さんのお手元に、A4のこういった横の通達改正というものをお配りさせていただいているかと思ひますが、こちらのほうは簡単に要点だけ絞ってご説明させていただきたいと思ひます。

まず1ページ目のところを見ていただきますと、新と旧と右と左側に分かれておまして、左側の部分に運営協議会に関する国土交通省としての考え方ということで、その通達が平成27年4月1日に改正されました。

その中で内容としまして、5ページ目をめくっていただきたいのですが、6ポツのところの要点だけご説明させていただきます。運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方ということで、簡単に言いますと、東京都に関してはローカルルールというものが存在はしていないと私どもも認識しているところなのですが、他県ですと、運営協議会ごとに定められた独自のローカルルールというものが幾つか存在しておまして、そういったものに関して見直しを行ってくださいと。

で、その見直しの方法に関しては、合意や運用に当たって検証をしまして、そういったものが今回明文化されたということになります。では、具体的にそのローカルルールの見直しをどういう形ですか、そういったものを徐々になくしていきましょうということが

ここに書かれております。

まずそれが第1点と、9ページ目です。9ページ目を見ていただきますと、福祉有償運送の登録に関する処理方針ということで、27年3月30日にこちらも通達が改正されました。

その中で11ページをめくっていただきますと、下のほうにイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トと書かれていまして、ホの部分、「当該地域の交通が著しく不便であること、その他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを、当該地域を管轄する市区町村が認めた場合には、上記に掲げるもののほか、身体障害者等であっても名簿に記載されていない当該運行区外からの来訪者等及びその付添人についても対象とするものとする」ということが書かれております。

こちらのほうも、今までは名簿に書かれている方たちだけが対象だったのですが、おそらくオリンピック・パラリンピックが関係しているかと思うのですが、外国人の訪問客に関しても有償運送の対象にするために、名簿に書かれていない者に関しても運行していただきたいということが書かれております。

一応簡単ではございますが、その2点に関して、今回4月1日で通達の改正ということになりました。以上です。

【会長】 ありがとうございます。ただいまのご説明にご質問等ございますでしょうか。

【委員】 よろしいですか。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 11ページの旅客、我々は旅客範囲の拡大と言っているのですが、ここでもホの中で、「上記に掲げるもののほか、身体障害者等であって」と「等」が入っているのですが、この「等」という理解の仕方は、身体障害者でなくてもいいですという理解でいいですか。

【委員】 そうですね。逆に「等」以外ってどういった方が見込まれますか。

【委員】 「等」ということは健常者も含むという意味で、健常者で名簿に記載されていない、当該区域からの来訪者及び付添人。

【委員】 いや、ここの「等」の部分に関しては健常者は該当しない。

【委員】 しないという理解でよろしいですね。

【委員】 と私は理解しております。

【委員】 わかりました。国交省の前いただいた資料の中には、誰でも、名簿外の人で

来訪者も大丈夫ですよというのもあったものですから、ちょっと心配をしております。

【委員】　そこを、ではないと私が言い切った理由は、まず、この福祉有償運送に関し
てなのですが、タクシー等によっては十分な輸送サービスが提供されない場合の地域にお
いて行ってくださいという通達、こういうガイドブックのようなものなのですけれども、
ここの「はじめに」というところに書かれているものなので、あくまでタクシー運転者あ
りきで、その部分まで福祉有償運送を行ってしまうと、やはりトラブルになってしまう
ところもございますので、そういった意味で、私のほうは、「等」に関しては健常者は含ま
ないと判断させていただきました。

【委員】　わかりました。

あともう一つは、その下、へのところですか。ホに係る云々というところで、「市町村長が
認めた場合」とは、「市町村長において、直接の聴取またはこれにかわる合理的な方法によ
り、当該市町村及び隣接市町村の区域内に営業所を有する全てのバス・タクシー事業者に
対して輸送サービスを提供する意思の有無の確認を行い、事業者による輸送サービスの提
供が困難であることを確認したことについて運営協議会へ報告するものとする」と書いて
ありまして、これもほんとうに、当該市、または全部の隣接している市も含めた事業者さ
んに問い合わせられますかというのが現実的な話でありまして、多分私たちは難しいなと
思っています。

特に北多摩交通圏では43社に上っております、43社全部聞くのですか。南多摩交
通圏だと24社ありまして、24社に全部聞くのですか。西多摩ですと7社しかありませ
んけれども全部聞くのですか。それよりも、ぜひ私どもの上部団体の東タク協に聞いてい
ただきたいなと思います。全部聞くのも大変でしょうし。こういうことがしたいところの
市町村長さんは、できれば東タク協に聞いていただくほうが、一番無理がないのかなと。

当該市と隣接市全部聞くのですか。実はそれ以外にも交通圏の中には、仕事ができるも
のですから。それだけではないですよ。交通圏全部の事業者聞くのですか、そうする
と膨大な、先ほど言ったように北多摩ですと43社に43回電話するのですかという話に
なってしまうものですから、それよりも現実的なのは東タク協に聞いていただくのが一番
なのかなとは考えますが、いかがでしょうか。

【委員】　そうですね、こういった運営協議会の場合でも、やはりその業界の皆様方もい
ると思いますので、その運営協議会の中でも一応かけていただいた上で、それでまた、東
京都ハイヤー・タクシー協会さんに問い合わせるとかという方法でやっていただいたほ

うが間違いないかなと、私としても思っております。

【委員】 わかりました。あともう一つ、権利能力なき社団の話なのですけれども、可能性としては今後、権利能力なき社団の方が申請してくる可能性も出てくると思いますね。

【委員】 はい。

【委員】 結論から言うと、結局NPOではなくてもいいということです。ちゃんと登記されていない団体でもいいということですから。

【委員】 はい。

【委員】 そうすると、考えられるのは町内会とか、あとは親睦団体とか、地域の仲間で作った何とか会という会でも申請してくる可能性が出てくるということで、ほんとうにその団体がちゃんと機能しているかどうかはわからない中で、これが認められてしまったわけでありまして、やはり今後は上げてくる市の方も相当覚悟していただかないと、私はただでは済ませません、きちんとさせていただきますから。

あまりおどしだにとられるといけないですけれども、おどしとっていただいても構いませんけれども、ちょっとやそつとでは大変ですよということを。NPOさんはちゃんと登記されている団体でありまして、私は信じていますけれども、どこの何だかわからない団体を連れてきたらどうなるか、責任をとっていただきますよという話でありますので、市の方もぜひ注意していただければなと思っています。

あともう一つは、これがわからないのですが、「旅客に対する表示、掲示をしなさい」というのが新しく入っております、前から車両の自動車に関する表示というのはあったのですけれども、運送しようという旅客に対する明示、8番で、これはどっちのほうかな、処理方針のほうですね。場所はわかりますか。わからないかな。何ページでしょうかね。

あった、16ページだ。16ページの左側の一番上。「運送しようとする旅客に対する明示」というのがありまして、今までは車両はちゃんと表示はしなさいよと書いてあるので、これが新しくつけ加えられた分なのですけれども、これはどのように明示するという意味なのですか、ぴんどこないのです。これはどうしたらいいのですかね。ということは多分車内に表示しなさいということなのかなと。

【委員】 何の表示ですか。

【委員】 旅客に対する表示。

【委員】 車内の掲示ということですかね。

【委員】 でしょうね。これを読む限りではそう読めるのですが、その様式等が見えて

こない。乗務員さんの顔写真とか必要なのか。私どもはちゃんと顔写真と名前を、登録したものを掲示しておりますけれども、どのような表示、掲示なのかがちょっと、この文章だけでは読めてこないものですから、これをちゃんとこれからやらなければいけないということになりますと、この団体は、皆さん用意しなければいけないわけですよ。その徹底ができるのかどうかというのが見えてきません。これはどうなのでしょう。

【委員】 そうですね。済みません、私もここの通達改正に関しては、車外表示の部分かと認識していたのですが。

【委員】 これは(8)でつくったのですよね。

【委員】 これはでも、委員がおっしゃるとおり、車内表示……。

【委員】 なのでしょうね。その辺の様式がよく見えてこない。

【委員】 ですね。

【委員】 どこまでやればいいのか。

【委員】 では何をやればいいのかということですよ。

【委員】 そうそう、そうなのだ。

【委員】 そこは……。

【委員】 ちょっとご検討いただいて、今度の協議会までにお返事いただけますかね。

【委員】 ええ、ちょっと確認させていただきます。申しわけありません。

【会長】 よろしく願います。

ほかにご質問ございますでしょうか。

【委員】 突っ込みどころ満載なのですけれども、今これをやっているとどんどん時間がたちますものですから、やめておきます。

【会長】 それではよろしいでしょうか。

その他、事務局のほうからございますでしょうか。

【特別幹事会事務局】 本日ご了承いただきました案件につきましては、来月の運営協議会に特別幹事会会長よりご報告いただきまして、ご協議いただきます。よろしくお願いいたします。

今後の予定でございますが、運営協議会事務局の国分寺市からお願いいたします。

【運営協議会事務局】 運営協議会事務局の国分寺市より、今後の予定をご報告させていただきます。

第1回運営協議会を8月20日木曜日に開催いたします。本日ご了承いただきました案

件をご協議いただきます。開始時刻は午後2時から、会場はこちら東京自治会館の、次回は大会議室で行いたいと思っております。運営協議会の委員の方におかれましては、ご出席をよろしくお願いいたします。

なお、本日、No.1、小平北口クリニック、No.2、東久留米クリニック及びNo.5、くにたちさくら会につきましては、条件付きの了承となっておりますので、運営協議会のほうで詳細のご説明をいただくということでもよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。ただいま事務局より、次回の運営協議会のご提案がございましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございました。これにて第1回の特別幹事会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

了